

## 育成就労会員入退会規程

### (目的)

第1条 この規程は一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「本法人」という。）の育成就労会員の入退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格)

第2条 育成就労会員の入会資格は、次のとおりとする。

製造業分野育成就労外国人育成就労外国人のみを受け入れる事業所及び受け入れようとする事業所

### (入会)

第3条 育成就労会員の入会手続きは、次のとおりとする。

- (1) 育成就労会員になろうとする者は、本法人が指定する電磁的記録及び提出書類一覧記載の書類を理事長に提出するものとする。
- (2) 第一号に記載した書類が整い、別に定める会費の納入を行ったものは、理事長の専決により当該入会申込者を本法人の育成就労会員として入会を承認し、工業製品製造業分野 育成就労外国人受入可能事業所名簿に掲載するものとする。
- (3) 理事長の専決により入会を承認した育成就労会員については、その後に開催される理事会にて報告するものとする。
- (4) 過去において除名処分を受けた事業所の再入会については、理事会にてその可否を審議する。

### (変更)

第4条 育成就労会員が提出した情報に変更があった場合は、本法人が指定する方法により電磁的記録にて変更内容を理事長に届出なければならない。

### (退会)

第5条 育成就労会員が退会しようとする場合は、本法人が指定する方法により電磁的記録にて退会を理事長に届出なければならない。

### (除名)

第6条 本法人は、育成就労会員が次の各号の一に該当するときは、除名することができる。

- (1) 定款、行動規範、その他の規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本法人から改善指導を受けた場合であって、改善指導期間が満了した時点で改善が認められない、又は改善指導の内容を遵守していないとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 育成就労会員について除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

### (改善指導)

第6条の2 前条に定める内容、または前条に定める内容であっても直ちに除名す

ることが相当でないと理事会が認めたときは、当該会員に対し、違反行為の是正、再発防止、適正な運営の確保等を目的として、必要な指導・助言その他の措置（改善指導）を講じることができる。

#### **（会員資格の資格喪失）**

第7条 育成就労会員は、定款第10条に基づき、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 別に定める会費等の支払義務を6ヶ月以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が解散または死亡したとき

#### **（雑則）**

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

#### **（改廃）**

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

### **附 則**

この規程は、令和8年6月18日から適用する。

### **附 則**

#### **令和8年度における育成就労会員の入会について**

育成就労制度は令和9年4月1日施行予定であるため、一般社団法人工業製品製造技能人材機構の令和8年度中の育成就労会員の入会は、「育成就労会員」の事前入会として取り扱う。